



10月以降の雇用調整助成金の特例措置と産業雇用安定助成金の拡充 ～雇調金特例措置の日額上限は引き下げに～

厚生労働省は、8月31日、本年10～11月の2ヶ月間における雇用調整助成金の特例措置等（※1）を発表した。日額上限を引き下げるとともに、生産指標要件を変更する。他方、在籍出向による雇用維持をはかる出向元・出向先を助成する産業雇用安定助成金については、内容を拡充する。12月以降の雇用調整助成金の特例措置は、雇用情勢を見極めながら検討され、10月中に発表される。

今回の概要は次のとおりである。

1. 雇用調整助成金

（1）日額上限の引き下げ

2022年10～11月の2ヶ月間について、日額上限を以下のとおり引き下げる。

- ・原則的な特例措置：9,000円を8,355円に
- ・地域特例・業況特例（※2）：15,000円を12,000円に

（2）生産指標要件の変更

2022年10月以降、原則的な特例措置に係る生産指標要件を以下のとおり変更する。

- ・1ヶ月平均5%以上減少（コロナ前と比較可能）を、1ヶ月平均10%以上減少（コロナ前と比較可能）に

2. 産業雇用安定助成金

（1）支給対象期間の延長

1年間で2年間に（申請可能な出向期間は2年間で変更なし）

（注）支給対象期間は2年間に延長されるが、現時点では2024年3月末までしか支給対象とされない。例えば、2022年4月から2年間の出向について申請済みの場合は2024年3月末までの2年間で支給対象となるが、2022年10月から2年間の出向について新たに申請する場合は2024年3月末までの1年半しか支給対象とされない。

（2）支給対象労働者数の上限撤廃

出向元・出向先ともに1年度500人を、出向元に限って上限なしに（出向先は1年度500人で変更なし）

（3）出向復帰後の訓練（Off-JT）に対する助成の新設

出向元に復帰後、出向で得たスキルや経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

繊維、自動車関連、印刷などの製造業やインバウンド需要の影響を受ける業種など加盟組合の一部は、輪番制や短時間による休業によって雇用調整助成金を受給しながら雇用維持に努めている。しかし、長引くコロナ禍や昨今の原材料等の価格高騰の影響によって、事業場の閉鎖や自主廃業、破産など

雇用に関わる合理化も発生している。今回の雇用調整助成金の特例措置の縮小によって、需要が回復しない企業では、固定費を一段と削減するため、休業手当の引き下げのみならず、雇用への影響が伴う合理化が発生する懸念がある。

業況が厳しい加盟組合は、都道府県支部や部門と密に連携し、需要動向や業績の把握、就業規則など規程類の点検、合理化施策に際しての事前協議制の確立、退職金の保全状況の把握など、経営チェックや日常活動を強化するとともに、産業雇用安定センターの斡旋を活用した在籍出向による雇用維持の施策（産業雇用安定助成金の受給が可能）についても検討していただきたい。

（※1）雇用調整助成金に加え、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

（※2）地域特例は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、時短等に協力する企業に適用される。業況特例は売上等が前年、前々年（2022 年 1 月以降は3年前も）に比べ3割以上減少している企業に適用される。

（別紙）

厚生労働省「雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容」

厚生労働省「産業雇用安定助成金の拡充」

（政策局 松浦）

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 （※2）	4/5(9/10) <u>9,000円</u>	4/5(9/10) <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>
大企業	原則的な特例措置 （※2）	2/3(3/4) <u>9,000円</u>	2/3(3/4) <u>8,355円</u> （※3）
	地域特例（※4） 業況特例（※5）	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 （※3）	8割 <u>8,355円</u> （※7）	8割 <u>8,355円</u>
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>
大企業 （※6）	原則的な措置 （※3）	8割 <u>8,355円</u> （※7）	8割 <u>8,355円</u>
	地域特例（※8）	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>

（※1）原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が、前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。

（※3）雇用保険の基本手当の日額上限（8,355円）との均衡を考慮して設定。

（※4）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※5）生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（※6）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※7）令和4年7月までの上限額は、8,265円。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※4）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

（注）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

1 制度概要

（注）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助 成 率	4 / 5（解雇なし 9 / 10）	2 / 3（解雇なし 3 / 4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助 成 額	各 10 万円／1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各 5 万円／1人当たり（定額）	

2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事 項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1 年間	2 年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに 1 年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成